

藤枝市

生ごみ等処理用具 購入費補助金

※年度内に購入した処理用具が対象です。
※予算がなくなり次第終了します。



電気式生ごみ処理機



乾燥後の生ごみ

家庭から出る生ごみ等の減量と資源化を推進するため、
コンポスト、密閉式容器、電気式生ごみ処理機、
剪定枝粉碎機の購入費を **最大50%** 助成します。

※上限あり

対 象

市内に住所があり、かつ居住している方



コンポスト

生ごみ等処理用具の種類と購入費補助制度

種 類	コンポスト	密閉式容器	電気式生ごみ処理機	剪定枝粉碎機
特 徴	庭などに設置するもので微生物の力でたい肥化する。生ごみのほか落ち葉や雑草にも向いている。	ぼかし(発酵促進剤)等を使用して生ごみのたい肥化を行うためのバケツ状の容器で蓋付きのもの。	電力を用いて、かくはん、加熱、微生物による分解等を行うことにより、乾燥(減量)、たい肥化など。乾燥させれば生ごみが臭わずごみ出しが楽に。	動力を利用して、庭木の剪定枝及び落葉等をチップ化するもの。たい肥の原材料や、マルチング(根覆い)材として雑草抑制。
補助率	購入金額 (本体価格の税抜き) の 2分の1 (10円未満切り捨て) 電気式生ごみ処理機 と 剪定枝粉碎機 は 令和7年度より 補助率 UP (令和6年度までは3分の1)			
補助金の上限	5,000円 (1台)		30,000円	
購入数	年度内に世帯で2台まで		年度内に世帯でいずれか1台まで	

□申請の流れ

生ごみの減量化 始めてみませんか

① 申請書の受け取り

配布場所：市役所南館3階 生活環境課
市のホームページからダウンロード、郵送依頼可

② 購入

- *販売店で申請書の販売店証明欄の記入を依頼
- *領収書の場合：購入者の氏名・購入日・金額・品名・型番・購入店所在地、購入店名の記載が必須

③ 申請書の提出

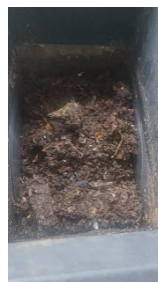
受付窓口：市役所南館3階 生活環境課
領収書の場合は原本を提出
郵送の場合は振込先(通帳等)のコピーを添付

④ 補助金の交付

申請書等を審査、助成金額を決定し、提出月の翌月末にご指定の口座に振り込みます。



※減量割合は機種・生ごみの素材により異なります。



バイオ式でたい肥へ



生ごみから作った
たい肥で家庭菜園

注意事項

- *受付は先着順になります。予算がなくなり次第終了します。
- *通信販売やインターネット販売を利用する場合は、あらかじめ購入店に上記②の領収書の対応ができるか、または申請書に販売証明をいただけるか、確認してから購入してください。
- *個人販売によるものは補助金の対象としません。
- *申請者の印がスタンプ印(シャチハタ等)は不可、朱肉でお願いします。
- *申請者・振込口座名義人・領収書のあて名は同一人物としてください。
- *申請額の欄は空欄としてください。市で計算・記入いたします。
- *受付窓口への提出時に振込先のわかるもの(通帳・キャッシュカード等)をお持ちください。

申請書類の問い合わせ・提出先

〒426-0026 藤枝市岡出山2丁目15番25号 藤枝市役所南館3階
藤枝市環境水道部生活環境課
電話:054-643-3681 FAX:054-631-9083



生ごみ等処理用具購入費補助金